

【 検 査 】

135 グリコアルブミンの算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

糖尿病の傷病名のない場合の、次の傷病名に対するD007「17」グリコアルブミンの算定は、原則として認められない。

- (1) 下垂体疾患
- (2) ターナー症候群
- (3) 低身長

○ 取扱いを作成した根拠等

グリコアルブミンは、1から2週間前の平均血糖値を反映するため、糖尿病の診断や治療による血糖コントロールの指標として用いられる検査であり、糖尿病の傷病名のない場合の、下垂体疾患、ターナー症候群、低身長に対するD007「17」グリコアルブミンの算定は、原則として認められないと判断した。

なお、成長ホルモン製剤等投与時の、糖尿病の傷病名のない単なる副作用チェックを目的とした当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。